

## 「区制施行 80 周年記念映像」制作業務委託 プロポーザル実施要領

### 1 目的

墨田区は、地域力向上のため、持続的にシビックプライドを醸成していくことを目的に、墨田区シティプロモーション戦略プランに基づき、区民の地域に対する愛着と誇り(シビックプライド)と、職員の自らの役割に対する責任と自覚(スタッフプライド)の醸成に重点を置いて施策を展開してきた。

このたび、区基本構想で 10 年後のまちの姿として描く「人がつながり 夢をカタチに 墨田区」の実現に向けて、令和 9 年 3 月 15 日(土)に区制施行 80 周年を迎えるにあたり、改めてまちの原点を振り返りながら、すみだの「これまで」と「これから」をつなぎ、誰もが夢や希望を持って進んでいける未来をめざしていくため、墨田区に関わるすべての人々と思いを共有していくことを目的に「区制施行 80 周年記念映像」の制作を行う。そして、広く多くの方に視聴されることで、さらなるシビックプライドとスタッフプライドの醸成を図るとともに、区外からの憧れと共感を呼び起こすことをめざしていく。

なお、映像制作にあたっては、墨田区のシティプロモーションの意義も的確に捉え、地域の歴史文化とこれからの未来について、区民が誇りと共感を持って受け止められるような企画構成力と高度な技術力及び専門的な知識と実績を有する事業者から提案を広く募集し、総合的な審査により最適な受託者をプロポーザル方式により選定することとし、その手続について必要な事項を定めるものである。

### 2 業務概要

#### (1) 件名

「区制 80 周年記念映像」制作業務委託

#### (2) 業務内容等

別紙「仕様書」のとおり

#### (3) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 2 月 12 日（金）までの間とする。

#### (4) 履行場所

墨田区役所広報広聴担当（墨田区吾妻橋一丁目 23 番 20 号）

### 3 提案限度価格

4,500,000 円（税込）

### 4 応募資格

事業者が本プロポーザルに参加するための資格は次の各号を全て備えることを要件とする。（墨田区プロポーザル方式実施要綱第 7 条）

- (1) 対象業務における墨田区での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (3) 墨田区競争入札参加有資格者指名停止取扱要綱（平成 18 年 9 月 20 日 18 墨総契第 387 号）による指名停止を受けていないこと。

- (4) 墨田区契約における暴力団等排除措置要綱（平成 23 年 5 月 16 日 23 墨総契第 135 号）による入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく、更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 国または地方公共団体又は企業等において、過去 5 年間に同種（類似）の業務を行った実績を有すること。
- (7) 区民から誇りと共感が得られる映像とするため、墨田区内での各種事業の企画運営や映像撮影などの活動実績を有すること。

## 5 プロポーザルに係る日程（予定）

項番	手続き等	期限等
1	公募開始	令和 8 年 2 月 6 日（金）から
2	実施要領及び仕様書等の配布	令和 8 年 2 月 6 日（金）から
3	質問書の提出期限	令和 8 年 2 月 19 日（木）正午まで
4	質問に対する回答	令和 8 年 2 月 27 日（金）【予定】
5	参加表明書・法人概要書の提出期限	令和 8 年 3 月 6 日（金）午後 5 時まで
6	企画提案書等の提出期限	令和 8 年 3 月 9 日（月）午後 5 時まで
7	1 次審査（書類審査等）	令和 8 年 3 月 16 日（月）
8	1 次審査の結果通知	令和 8 年 3 月 17 日（火）【予定】
9	2 次審査（プレゼンテーション）	令和 8 年 3 月 26 日（木）午後
10	選定結果通知発送	令和 8 年 3 月 27 日（金）【予定】
11	契約の締結	令和 8 年 5 月上旬

## 6 実施要領及び必要書類の掲載

- (1) 配布日  
令和 8 年 2 月 6 日（金）から 2 月 19 日（木）まで

- (2) 配布方法  
墨田区ホームページからのダウンロードによる。  
URL : <http://www.city.sumida.lg.jp/>

## 7 質問受付及び回答

本要領等に関する質問を、次のとおり受け付ける。

- (1) 受付期限 令和 8 年 2 月 19 日（木）正午【必着】

※受付期間を過ぎた質問並びに電話、FAX 及び訪問による質問は受け付けない。

- (2) 受付方法 別紙「質問票」（様式 1）により電子メールで提出すること。

メールアドレス : KOUHOU@city.sumida.lg.jp

※電子メール送信後、受信確認のため、速やかに電話連絡を行うこと。

- (3) 回答方法 令和 8 年 2 月 27 日（金）【予定】に、競争上の地位その他の正当な利益を害する恐れのあるものを除き、質問者名を伏せた上で、墨田区ホームページ上で回答する。

## 9 参加表明書等の提出

- (1) 提出期限 令和 8 年 3 月 6 日（金）午後 5 時【必着】
- (2) 提出先 墨田区役所 6 階 企画経営室 広報広聴担当  
〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目 23 番 20 号
- (3) 提出方法 持参又は郵送によること。  
郵送の場合は、封筒の表面に「区制 80 周年記念映像」制作業務委託と記入し、また不着防止のため郵送後、速やかに電話連絡を行うこと。  
※郵送に関する事故について、墨田区は一切責任を負わないものとする。
- (4) 提出書類及び提出部数
- ア 参加表明書（様式 2） 1 部  
※代表印を押印のうえ提出すること
  - イ 法人概要書（様式 3） 1 部  
※会社案内のパンフレット等があれば添付してもよい。
  - ウ 業務実績書（様式自由、A4 判 3 枚以内） 1 部
  - エ 反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書（様式 4） 1 部
  - オ 見積書 1 部

## 10 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和 8 年 3 月 9 日（月）午後 5 時【必着】
- (2) 提出先 墨田区役所 6 階 企画経営室広報広聴担当  
〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目 23 番 20 号
- (3) 提出方法 持参又は郵送によること。  
郵送の場合は、封筒の表面に「区制 80 周年記念映像」制作業務委託と記入し、また不着防止のため郵送後、速やかに電話連絡を行うこと。  
※郵送に関する事故については、墨田区は一切責任を負わないものとする。
- (4) 提出書類
- ア 企画提案書提出届（様式 5） 1 部
  - イ 企画提案書
    - （ア） 様式  
様式は任意。 A4 判縦長で、横書きとする。分量は A4 判 10 枚以内とする（両面使用可）。
    - （イ） 提出部数  
正本 1 部、副本 9 部  
※正本には事業者名を記載し、副本には事業者名及び事業者名が類推できる事項（代表者名や企業ロゴ等）は記載しないこと。
    - （ウ） 企画提案書の内容
      - ・企画提案書の記載事項は、仕様書に基づくものであること。
      - ・次の事項について、企画提案書に記載すること。
        - a 制作スケジュール
        - b 企画・構成案、演出プラン等
        - c 取材及び撮影に関する人員体制（役割分担）等
        - d 撮影・編集技術等について
        - e 著作権や肖像権、個人情報等の管理に関する考え方

- f 経費見積（経費内訳）
- g 墨田区や他自治体又は企業等における類似性の高い業務の受注実績について
- h その他
  - ・目的達成のために役立つと考える、提案者のこれまでの活動実績
  - ・その他、委託内容から考えられる独自の提案等

#### ウ 企画提案書の留意事項

- (ア) 墨田区の特性やめざすシティプロモーションの考え方、これまでの背景を理解した上で、企画提案をしていくこと。
- (イ) 企画提案書は、趣旨やアピールしたいポイント等、専門知識を有しない者であっても容易に理解できる内容とし、「11 選定方法(2)ウ 審査項目及び審査基準」を参考に記載すること。
- (ウ) 墨田区は、提出された企画提案書等に基づき評価を行うため、審査項目に対する提案内容を漏れなく記載すること。また、企画提案書の内容は、見積金額の範囲内で提案者が実現できる内容とすること。
- (エ) 正本のみに事業者名を記載して押印し、副本には提案者が特定できる名称、ロゴマーク等を使用しないこと。
- (オ) 他の提案者が提案すると想定する方式等との比較を具体的に記述する等、墨田区が的確に評価できるように工夫すること。
- (カ) 実現方法や対応策等について、複数の内容を提案する場合は、本業務において全ての提案を実施するのか又は選択して実施するのかを明記すること。なお、選択して実施する場合は、そのメリットやデメリット、制限事項等、墨田区がいずれかの方法等を選択する際の判断要素について、関連する他の提案内容と齟齬のないよう留意のうえ記述すること。
- (キ) 企画提案書の記述において、複数の解釈ができる場合は、そのいずれの方法でも実現を保証したものとみなすものとする。

## 11 選定方法

「区制 80 周年記念映像」制作業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において、次のとおり審査を行い、最優秀企画提案を決定し、その提案事業者を受注候補者とする。  
なお、審査経過は一切公表しない。

### (1) 1次審査

応募資格、書類の不備などを確認する書類審査を行い、応募書類を提出した事業者に対し、個別に審査結果を通知する。

通知時期：令和 8 年 3 月 17 日（火）【予定】

### (2) 2次審査

1 次審査の通過者を対象に、委員会による 2 次審査を実施する。

#### ア 審査の概要

審査対象となった事業者によるプレゼンテーション及び委員会によるヒアリングを行う。原則、出席人数は 3 名以内とする。

プレゼンテーションにあたっては、企業名や社章等の企業が特定できる内容のものは使用しないこと。

#### イ 実施日 令和 8 年 3 月 26 日（木）午後【予定】

時間・会場等、実施に係る詳細は、1 次審査の通過者に対し、別途、通知する。

## ウ 審査項目及び審査基準

審査に当たっては、次の点を総合的に判断する。

審査項目		審査基準
企画提案書	取組方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・墨田区の特性やシティプロモーションの考え方、これまでの歴史や背景、現状などを良く理解した提案がなされているか。</li> <li>・本業務の実施目的や内容等を理解しているか。</li> <li>・提案内容が明確にされているか。</li> </ul>
	企画・構成案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・墨田区のシティプロモーション戦略に掲げる、シビックプライドとスタッフプライドの醸成に資する内容となっているか。</li> <li>・仕様書の主旨に沿い、制作する映像の具体的なコンセプト、映像のイメージ、構成、選出方法等について提案されているか。</li> <li>・多くの区内外の視聴者にわかりやすく想いを共有できる提案内容となっているか。</li> <li>・訴求力があり、強く印象に残る工夫がなされているか。</li> <li>・記念映像として視覚的に魅力ある提案となっているか。</li> <li>・シチュエーションを問わず、放映できるような内容となっているか。</li> <li>・著作権や肖像権、個人情報等の管理への配慮がなされているか。</li> </ul>
	業務工程	全体的なスケジュールが整理されており、具体性・実現性が高いものであるか。
	独自性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案者のノウハウや知識・経験を活かし、仕様書等の記載事項以外に、効果をさらに高められる創意工夫や情報発信等の独自提案があるか。</li> <li>・提案は本業務の提案限度額の範囲内で実施可能か、別途費用が必要となるかを明示しているか。</li> </ul>
事業者	業務遂行力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会社概要及び本業務の実施体制から勘案して、業務を確實に遂行できるか。(支援体制、役割分担等を含む。)</li> <li>・本業務を円滑に履行するための豊富な経験、クリエイティビティと撮影・編集技術等を持つ十分な人員を配置しているか。</li> </ul>
	業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・墨田区や他自治体又は企業等における類似性の高い業務実績や経験、各種受賞歴などを踏まえ、効果的な業務遂行が可能か。</li> <li>・区民が誇りと共感を得られる映像とするため、効果的であると考える墨田区内での活動や撮影実績などを有しているか。</li> </ul>
見積書		<ul style="list-style-type: none"> <li>・経費内訳や積算根拠が明確であるか。</li> <li>・十分な費用対効果を得られるか。</li> </ul>
総合評価		本業務の受託者として妥当か。

## 12 選定結果

選定結果については、プロポーザル方式実施要綱第10条に基づき公表する。

## 13 契約手続

### (1) 契約の締結

選定された事業者は、本業務の受注候補者として、企画提案書に基づき、墨田区と詳細な内容について、協議を行った上で、墨田区契約事務規則（昭和 39 年墨田区規則第 11 号）に基づき、予算の範囲内において契約を締結する。

### (2) 次順位者の繰上げ

受注候補者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、総合点の合計が次順位以下となった提案者のうち、点数が上位であった者から順に契約締結の交渉を行うこととする。

## 14 特記事項

- (1) 提出書類等の作成及びプロポーザルの参加に関する費用の全ては提案者の負担とする。
- (2) 電子メールや郵送に関する事故について、墨田区は一切責任を負わないものとする。
- (3) 提出書類は本事業の選定以外には無断で使用しない。
- (4) 提出書類は必要な範囲において複製を作成することがある。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 期限までに企画提案書等の提出がない場合は、参加表明書の提出があっても参加の意思がないものとみなす。
- (7) 提出期限を過ぎてからの書類の差替え及び修正は認めない。
- (8) 提案者が次の事項に該当したときは、失格とする。
  - ア 実施要領に定める手続を遵守しないとき
  - イ 応募書類に虚偽の記載をしたとき
  - ウ 審査の公平性に影響を与える行為をしたとき
- (9) 墨田区が必要と認めたときには、追加資料の提出を依頼することがある。
- (10) 墨田区から提供を受けた資料は、区の了解なく公表及び使用することはできない。
- (11) 本件に係る情報公開請求があった場合は、墨田区情報公開条例（平成 13 年 3 月 29 日条例第 3 号）に基づき、非公開情報を除き提出書類を開示する。
- (12) 審査結果に係る異議申し立ては、一切受け付けない。

## 15 再委託の制限

原則、受託者は業務の一部あるいは全部を第三者に委託することはできない。

ただし、業務を効率的に行う上で、必要と認める場合には、墨田区との協議の上、その一部を再委託することができる。

## 16 問合わせ・提出先

〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目 23 番 20 号

墨田区 企画経営室 広報広聴担当

Tel : 03-5608-6220 / Fax : 03-5608-6406

メールアドレス KOUHOU@city.sumida.lg.jp